第15回定時株主総会の招集に際しての電子提供措置事項

事業報告

新株予約権等の状況

業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

会社の支配に関する基本方針

剰余金の配当等の決定に関する方針

連結計算書類

連結株主資本等変動計算書

連結注記表

計算書類

株主資本等変動計算書

個別注記表

第15期（2023年８月１日～2024年７月31日）

ラクスル株式会社

上記事項につきましては、法令及び当社定款第13条の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面（電子提供措置事項記載書面）への記載を省略しております。

1．新株予約権等の状況

(1) 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

			第９-５回新株予約権	第１１回新株予約権
発行決議日			2017年5月17日	2017年10月27日
新株予約権の数			1,520個	960個
新株予約権の目的となる株式の種類と数			普通株式 304,000株 (新株予約権１個につき 200株)	普通株式 192,000株 (新株予約権１個につき 200株)
新株予約権の払込金額			新株予約権と引換えに払い込みは要しない。	新株予約権と引換えに払い込みは要しない。
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額			新株予約権１個当たり 31,400円 (１株当たり 157円)	新株予約権１個当たり 34,000円 (１株当たり 170円)
権利行使期間			2019年５月18日から 2027年５月17日まで	2019年10月28日から 2027年10月27日まで
行使の条件			(注) 1	(注) 2
役員の保有状況	取締役（監査等委員を除く）	取締役（社外取締役を除く）	新株予約権の数 372個 目的となる株式数 74,400株 保有者数 1名	新株予約権の数 90個 目的となる株式数 18,000株 保有者数 1名
		社外取締役	新株予約権の数 －個 目的となる株式数 －株 保有者数 －名	新株予約権の数 －個 目的となる株式数 －株 保有者数 －名
	取締役（監査等委員）		新株予約権の数 －個 目的となる株式数 －株 保有者数 －名	新株予約権の数 －個 目的となる株式数 －株 保有者数 －名

（注）１．第９-５回新株予約権の行使の条件

(1) 新株予約権行使時においても当社又は当社の完全子会社の役員、顧問又は従業員のいずれかの地位にあること。

(2) 本新株予約権の相続はこれを認めない。

(3) 本新株予約権者は、他の条件を充足していることを条件として、行使期間内に当社普通株式が日本国内のいずれかの金融商品取引所に上場した場合、以下の割合を上限に段階的に本新株予約権を行使することができる。

①上場日の翌日から上場日後１年を経過する日まで

本新株予約権者に割り当てられた本新株予約権総数の20%

②上場日後１年を経過した日から上場日後２年を経過する日まで

本新株予約権者に割り当てられた本新株予約権総数の40%

③上場日後２年を経過した日から上場日後３年を経過する日まで

本新株予約権者に割り当てられた本新株予約権総数の60%

④上場日後３年を経過した日から上場日後４年を経過する日まで

本新株予約権者に割り当てられた本新株予約権総数の80%

⑤上場日後４年を経過した日以降

本新株予約権者に割り当てられた本新株予約権総数の100%

(4) その他権利行使の条件は、当社と本新株予約権の割当てを受ける者との間で締結する割当契約に定めるところによる。

２．第11回新株予約権の行使の条件

(1) 新株予約権行使時においても当社又は当社の完全子会社の役員、顧問又は従業員のいずれかの地位にあること。

(2) 本新株予約権の相続はこれを認めない。

(3) 本新株予約権者は、他の条件を充足していることを条件として、行使期間内に当社普通株式が日本国内のいずれかの金融商品取引所に上場した場合、以下の割合を上限に段階的に本新株予約権を行使することができる。

①上場日の翌日から上場日後１年を経過する日まで

本新株予約権者に割り当てられた本新株予約権総数の20%

②上場日後１年を経過した日から上場日後２年を経過する日まで

本新株予約権者に割り当てられた本新株予約権総数の40%

③上場日後２年を経過した日から上場日後３年を経過する日まで

本新株予約権者に割り当てられた本新株予約権総数の60%

④上場日後３年を経過した日から上場日後４年を経過する日まで

本新株予約権者に割り当てられた本新株予約権総数の80%

⑤上場日後４年を経過した日以降

本新株予約権者に割り当てられた本新株予約権総数の100%

(4) その他権利行使の条件は、当社と本新株予約権の割当てを受ける者との間で締結する割当契約に定めるところによる。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

		第17回新株予約権	第19回新株予約権
発行決議日		2023年11月16日	2024年４月16日
新株予約権の数		91,680個	84,760個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 91,680株 (新株予約権１個につき 1株)	普通株式 84,760株 (新株予約権１個につき 1株)
新株予約権の払込金額		新株予約権と引換えに払い込みは要しない。	新株予約権と引換えに払い込みは要しない。
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権１個当たり 1円 (１株当たり 1円)	新株予約権１個当たり 1円 (１株当たり 1円)
権利行使期間		2023年12月４日から 2028年12月３日まで	2024年５月30日から 2029年５月29日まで
行使の条件		(注) 1	(注) 2
使用人等への交付状況	当社使用人	新株予約権の数 91,680個 目的となる株式数 91,680株 交付者数 124名	新株予約権の数 84,760個 目的となる株式数 84,760株 交付者数 125名
	子会社及び関連会社の役員及び使用人	新株予約権の数 －個 目的となる株式数 －株 交付者数 －名	新株予約権の数 －個 目的となる株式数 －株 交付者数 －名

(注) 1．第17回新株予約権の行使の条件

(1) 新株予約権行使時においても当社又は当社の関係会社の役員、顧問又は従業員のいずれかの地位にあること。

(2) 本新株予約権の相続はこれを認めない。

(3) その他権利行使の条件は、当社と本新株予約権の割当てを受ける者との間で締結する割当契約に定めるところによる。

2．第19回新株予約権の行使の条件

(1) 新株予約権行使時においても当社又は当社の関係会社の役員、顧問又は従業員のいずれかの地位にあること。

(2) 本新株予約権の相続はこれを認めない。

(3) その他権利行使の条件は、当社と本新株予約権の割当てを受ける者との間で締結する割当契約に定めるところによる。

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項

①2020年６月18日取締役会決議に基づき発行した有償ストック・オプションの概要

	第１２回新株予約権 （有償ストック・オプション）
発行決議日	2020年６月18日
新株予約権の数	7,000個
新株予約権の目的となる株式の種類と数	普通株式　1,400,000株 (新株予約権１個につき　200株)
新株予約権の払込金額	新株予約権１個当たり12,100円とする。
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	新株予約権１個当たり　318,000円 (１株当たり　1,590円)
権利行使期間	2022年11月１日から 2027年７月２日まで
行使の条件	(注)
割当先	当社の取締役（社外取締役及び監査等委員を除く）及び従業員
当事業年度末における保有状況	新株予約権の数　6,935個 目的となる株式数　1,387,000株 保有者数　10名

(注) 行使の条件

(1) 新株予約権行使時においても当社又は当社の関係会社の役員、顧問又は従業員のいずれかの地位にあること。

(2) 本新株予約権の相続はこれを認めない。

(3) 本新株予約権者は、2022年７月期から2024年７月期までのいずれかの期における、当社の損益計算書に記載された売上総利益が、以下の①及び②に掲げる水準を満たしている場合に限り、以下の行使可能割合を限度に本新株予約権を行使することができる。

①売上総利益が68億円を超過した場合

本新株予約権者に割り当てられた本新株予約権総数の30％

②売上総利益が77億円を超過した場合

本新株予約権者に割り当てられた本新株予約権総数の100％

(4) その他権利行使の条件は、当社と本新株予約権の割当てを受ける者との間で締結する割当契約に定めるところによる。

②2022年11月17日取締役会決議に基づき発行した有償ストック・オプションの概要

	第14回新株予約権 （有償ストック・オプション）
発行決議日	2022年11月17日
新株予約権の数	1,925個
新株予約権の目的となる株式の種類と数	普通株式 385,000株 (新株予約権1個につき 200株)
新株予約権の払込金額	新株予約権1個当たり7,800円とする。
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	新株予約権1個当たり 311,600円 (1株当たり 1,558円)
権利行使期間	2023年11月1日から 2027年12月5日まで
行使の条件	(注)
割当先	当社の取締役（社外取締役及び監査等委員を除く）及び従業員
当事業年度末における保有状況	新株予約権の数 1,625個 目的となる株式数 325,000株 保有者数 22名

(注) 行使の条件

(1) 新株予約権行使時においても当社又は当社の関係会社の役員、顧問又は従業員のいずれかの地位にあること。

(2) 本新株予約権の相続はこれを認めない。

(3) 本新株予約権者は、当社の連結損益計算書に記載された調整後EBITDAが、以下の期間に応じてそれぞれ掲げる水準を満たしている場合に限り、以下の行使可能割合を限度に本新株予約権を行使することができる。

①2022年８月１日から2023年７月31日までの期もしくは2023年８月１日から2024年７月31日までの期に調整後EBITDAが28億円を超過した場合

本新株予約権者に割り当てられた本新株予約権総数の50％

②2023年８月１日から2024年７月31日までの期もしくは2024年８月１日から2025年７月31日までの期に調整後EBITDAが40億円を超過した場合

本新株予約権者に割り当てられた本新株予約権総数の50％

(4) その他権利行使の条件は、当社と本新株予約権の割当てを受ける者との間で締結する割当契約に定めるところによる。

③2023年11月16日取締役会決議に基づき発行した有償ストック・オプションの概要

	第１８回新株予約権 （有償ストック・オプション）
発行決議日	2023年11月16日
新株予約権の数	8,770個
新株予約権の目的となる株式の種類と数	普通株式　877,000株 (新株予約権１個につき　100株)
新株予約権の払込金額	新株予約権１個当たり100円とする。
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	新株予約権１個当たり　139,100円 (１株当たり　1,391円)
権利行使期間	2028年11月１日から 2038年12月３日まで
行使の条件	（注）
割当先	当社の取締役（社外取締役及び監査等委員を除く）
当事業年度末における保有状況	新株予約権の数　8,770個 目的となる株式数　877,000株 保有者数　１名

（注）行使の条件

(1) 新株予約権行使時においても当社又は当社の関係会社の役員、監査役または従業員のいずれかの地位にあること。

(2) 本新株予約権の相続はこれを認めない。

(3) 本新株予約権者は、2027年８月１日から2033年７月31日までのいずれかの事業年度において、それぞれ下記に定める①から③の条件を達成した場合に限り、本新株予約権を行使することができる。

①調整後EBITDAが一度でも100億円を超過し、かつ、一度でも連続する30営業日のうち20営業日における１株当たり株価が8,500円（本新株予約権発行時点の発行済株式数で 算出される株式時価総額が約5,000億円）を超過した場合

本新株予約権者に割り当てられた本新株予約権総数の20%

②調整後EBITDAが一度でも150億円を超過し、かつ、一度でも連続する30営業日のうち20営業日における１株当たり株価が12,000円（本新株予約権発行時点の発行済株式数で算出される株式時価総額が約7,000億円）を超過した場合

本新株予約権者に割り当てられた本新株予約権総数の53%

③調整後EBITDAが一度でも200億円を超過し、かつ、一度でも連続する30営業日のうち20営業日における１株当たり株価が17,000円（本新株予約権発行時点の発行済株式数で算出される株式時価総額が約１兆円）を超過した場合

本新株予約権者に割り当てられた本新株予約権総数の100%

(4) その他権利行使の条件は、当社と本新株予約権の割当てを受ける者との間で締結する割当契約に定めるところによる。

④2024年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債に付された新株予約権

発行決議日	2019年11月13日
償還の期日	2024年11月29日
社債に付された新株予約権の数	500個及び代替新株予約権付社債券に係る本社債の額面金額合計額を1,000万円で除した個数の合計数
新株予約権の目的である株式の種類及び数	普通株式 本社債の額面を転換価格で除した数
新株予約権の発行価額	無償
転換価額	2,037円
新株予約権の権利行使期間	2019年12月13日から2024年11月15日まで

2．業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

（業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要）

当社は業務の適正を確保するための体制として、2014年11月11日の取締役会にて「内部統制システムに関する基本方針」を定める決議を行っております。当該基本方針の内容は以下のとおりであります（最終改定決議　2023年７月20日）。

1．取締役及び使用人の職務の執行が法令又は定款に適合することを確保するための体制

(1) 当社の役職員が法令及び定款を遵守し、倫理を尊重する行動ができるように、「コンプライアンス規程」を定める。

(2) 当社のコンプライアンスに係る内部通報窓口を利用して、役職員の法令違反につき通報できる体制をとり、コンプライアンス体制の機能状態をモニタリングする。

(3) 取締役会は、法令及び定款等の遵守のための体制を含む「内部統制システムに関する基本方針」を決定し、その実施状況を監督するとともに、適宜、基本方針の見直しを行う。

(4) 監査等委員会は、内部統制システムの整備と実施状況を含め、業務執行状況の調査を行い、独立した立場から取締役の職務執行の監査を行う。

(5) 代表取締役社長直轄の内部監査部門を設置し、「内部監査規程」及び年次の内部監査計画に基づき、各部門について内部統制システムの有効性を含めた内部監査を実施し、監査結果は定期的に代表取締役社長に報告するとともに、監査等委員会に対しても内部監査の状況を報告する。

2．取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

株主総会議事録、取締役会議事録等の法定文書のほか重要な職務執行に係る情報が記載された文書（電磁的記録を含む。以下同。）を関連資料とともに「文書管理規程」その他の社内規程の定めるところに従って適切に保存し、管理する。取締役は、取締役の職務執行を監督・監査するために必要とするときは、これらの文書をいつでも閲覧できるものとする。

3．損失の危険の管理に関する規程その他の体制

(1) 当社のリスク管理を体系的に定める「リスク管理規程」を定め、同規程に基づくリスク管理体制の構築及び運用を行う。

(2) リスク管理業務の主管部署はリスクマネジメントの状況を定期的に取締役会に報告し、網羅的かつ総括的な管理を行う。

(3) 大規模な事故、災害、不祥事等が発生した場合には、代表取締役社長を長とし危機対応の体制をとると同時に迅速に行動し、損害及びその拡大を防止する。

4．当社及びその子会社からなる企業集団（以下「当社グループ」という。）における業務の適正を確保するための体制

(1) 子会社管理・報告体制

当社は、「関係会社管理規程」を定め、子会社が効率的にその経営目的を達成できるよう管理及び支援を行う。子会社の経営上の重要事項に関しては、子会社の事業内容・規模等を考慮の上、原則として、当社の事前承認を要する事項や当社への報告を要する事項を取り決める。

(2) 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、子会社の事業内容・規模等を考慮の上、リスクカテゴリー毎に当社グループ全体のリスクを管理する。また、管理体制の有効性につき定期的にレビューする。

(3) 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、連結子会社を有する場合には連結ベースにて経営計画を策定し、当該経営計画の達成のため子会社の経営指導にあたるとともに、当社よりグループファイナンス等の機能の提供を通じた支援を実施する。

(4) 子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、コンプライアンス体制の整備につき「コンプライアンス規程」を定め、当該事項の実施状況につき定期的なモニタリング・レビューを実施するとともに、必要に応じて子会社における教育・研修を実施し、グループ全体のコンプライアンスの徹底に努める。

また、必要に応じて、子会社の業務活動も内部監査部門による内部監査の対象とする。

5．取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

(1) 当社は、取締役の職務執行を効率的に行うために、取締役会は月１回の定時開催に加え、必要に応じて適宜臨時に開催するものとし、迅速かつ適正な決定を行う。また、その決定に基づく職務執行にあたっては、効率的な業務執行を行うものとする。

(2) 取締役の職務執行を効率的に行うことを確保する体制として、取締役会の他、随時に経営会議を開催し、「職務権限表」に定められた金額範囲において経営方針や事業戦略を決定するものとする。

6．監査等委員会がその職務の補助をすべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、当該使用人の監査等委員以外の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査等委員会がその職務を補助する使用人を置くことを求めた場合、取締役会は監査等委員会と協議の上、監査等委員会を補助すべき使用人を置く（監査等委員会を補助すべき取締役は置かない）。なお、使用人の任命、異動、評価及び指揮命令権限等は、監査等委員会の事前の同意を得るものとし、当該使用人の監査等委員以外の取締役からの独立性と指示の実効性を確保するものとする。

7．取締役及び使用人等（当社グループに所属する者を含む）が、監査等委員会に報告をするための体制及び報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利益な取扱を受けないことを確保するための体制

(1) 取締役及び使用人等は、業務又は業績に影響を与える重要な事項につき、その内容や業務執行の状況及び結果について遅滞なく監査等委員会に報告する。また、監査等委員会は必要に応じて、取締役及び使用人等に対し、適宜報告を求めることができるものとする。

(2) 内部通報制度を整備するとともに、通報をしたことによる不利益な扱いを受けないことを「内部通報規程」に明記し、適切に運用するものとする。

8．その他当社監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

(1) 監査等委員会は、代表取締役社長と定期的に会合をもち、経営方針、会社の対処すべき課題、会社を取り巻くリスクの他、監査の環境整備の状況、監査上の重要問題等について意見を交換する。

(2) 監査等委員会は、企業全体の監査状況を把握し課題を検討するため、定期的に意見交換を行う。

(3) 内部監査部門は、監査等委員会との情報交換を含め連携を密なものとする。

(4) 監査等委員会は、監査計画を実行するための予算を確保する。監査等委員がその職務執行につき、会社法第399条の２第４項に基づく費用の前払い等の請求をしたときは、当該請求に係る費用が当該監査等委員の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかにその費用を支出する。

9．財務報告の信頼性を確保するための体制

代表取締役社長は財務報告の信頼性を確保するため、金融商品取引法に基づく、有効かつ適切な内部統制システムを構築する。また、その整備・運用状況について継続的に評価し、必要な是正措置を行い、実効性のある体制の構築を図る。

10. 反社会的勢力排除に向けた体制

(1) 当社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは、社会的責任及び企業防衛等の観点から、断固として対決する旨を、活動方針に定める。

(2) 反社会的勢力からの不当な要求があった際は、警察等の外部専門機関と連携の上、毅然とした態度で臨むものとする。

（業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要）

当社では、前記「内部統制システムに関する基本方針」に基づいて、体制整備とその運用に努めております。当事業年度における運用状況の概要は、以下のとおりであります。

1．取締役会の職務執行

当事業年度において取締役会は13回開催され、取締役の出席の下、個別議案の決議及び報告だけでなく、重要な経営方針や事業戦略について議論を行っております。当社の取締役会は、社外取締役（監査等委員である取締役を含む）６名を含めた取締役（監査等委員である取締役を含む）８名で構成されており、取締役会開催にあたり事前に資料を共有し、十分な審議時間を確保することで、社外取締役も含めた活発で実質的な審議が行われております。

2．コンプライアンス及びリスク管理

当社は、自己規律に基づく経営の健全性を確保することを目的として「コンプライアンス規程」等の社内規程を定め、個人情報保護、情報セキュリティ、インサイダー取引の他、法令遵守をテーマとした研修・情報発信を定期的に実施し、その周知徹底を図っております。加えて、違反行為等の早期発見とその是正、解決を通じて当社のコンプライアンス経営の強化に資することを目的とし「内部通報規程」を定めており、運用しております。

また当社は、リスクマネジメントの基本方針及び体制を「リスク管理規程」に定めており、定期的にリスクの調査及び再評価、リスク低減策の有効性評価を実施し、リスクの回避及び発生した場合のリスクの最小化に努めております。

3．内部監査の実施

当社は、代表取締役社長直轄の内部監査部門を設けるとともに、「内部監査規程」を定め、運用しております。また内部監査部門は、監査等委員会及び会計監査人とも定期的に意見交換を行い、監査上の問題点の有無や課題等について三者間で情報を共有し連携を図ることで、監査の効率性と実効性の向上に努めております。

4．監査等委員の監査

監査等委員は監査等委員会で定めた監査計画に基づき、取締役会はもとよりその他重要な会議への出席、重要書類の閲覧、取締役との面談及び従業員への質問等により、業務執行取締役の業務執行についての監査を実施しました。当事業年度において監査等委員会は14回開催され、監査等委員が相互に実施した監査の状況について情報共有したほか、内部監査部門及び会計監査人との連携により監査の効率性と実効性の向上に努めております。

３．会社の支配に関する基本方針

当社では、会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針については、特に定めておりません。

４．剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は株主還元を適切に行っていくことが重要であると認識しており、剰余金の配当については、内部留保とのバランスを考慮して適切に実施をしていくことを基本方針としております。一方、従前においては、事業の成長段階にあることから内部留保の充実が重要であると考え、配当は実施しておりませんでした。

しかしながら、今般、事業の拡大により継続的なキャッシュ・フローが創出できるフェーズに至り、成長機会に対する投資を実行しつつも株主還元の開始が可能と判断し、剰余金の配当を開始することを決定いたしました。

つきましては、当事業年度において、2024年９月12日開催の取締役会にて、利益剰余金を配当原資とする１株1.7円の剰余金の配当を行うことを決議しております。加えて、2024年３月13日に公表いたしました「中期財務ポリシー」並びに「中期的なキャピタルアロケーション」の中で、今後５年間の事業で創出するキャッシュの10%（25億円）を下限とし、自己株式取得を主な手段とする株主還元方針を示し、当事業年度においては約７億円の自己株式の取得を実施いたしました。

翌事業年度以降につきましても、Quality Growth（利益とキャッシュ・フローを伴った成長）を継続し、利益成長に沿って安定的かつ継続的な株主還元を行う方針であります。

連結株主資本等変動計算書

（2023年8月1日から
2024年7月31日まで）

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当連結会計年度期首残高	2,742	5,549	1,540	△300	9,531
当連結会計年度変動額					
新株の発行	54	54	－	－	109
親会社株主に帰属する当期純利益	－	－	2,118	－	2,118
自己株式の取得	－	－	－	△700	△700
譲渡制限付株式報酬	2	2	－	－	4
株主資本以外の項目の当連結会計年度変動額（純額）	－	－	－	－	－
当連結会計年度変動額合計	56	56	2,118	△700	1,531
当連結会計年度末残高	2,798	5,606	3,659	△1,001	11,062

	その他の包括利益累計額			株式引受権	新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計				
当連結会計年度期首残高	3,036	－	3,036	－	1,341	－	13,909
当連結会計年度変動額							
新株の発行	－	－	－	－	－	－	109
親会社株主に帰属する当期純利益	－	－	－	－	－	－	2,118
自己株式の取得	－	－	－	－	－	－	△700
譲渡制限付株式報酬	－	－	－	－	－	－	4
株主資本以外の項目の当連結会計年度変動額（純額）	83	△1	81	123	33	－	238
当連結会計年度変動額合計	83	△1	81	123	33	－	1,769
当連結会計年度末残高	3,119	△1	3,117	123	1,375	－	15,678

連結注記表

（連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等）

１．連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の状況

・連結子会社の数　８社

・主要な連結子会社の名称　株式会社ラクスルファクトリー
株式会社AmidAホールディングス（現、株式会社ハンコヤドットコム）
株式会社エーリンクサービス
ノバセル株式会社
株式会社Wild Side
株式会社Antoo
株式会社ペライチ

(2) 非連結子会社の状況

・主要な非連結子会社の名称　RAKSUL VIETNAM COMPANY LIMITED
PERAICHI VIETNAM COMPANY LIMITED

・連結の範囲から除いた理由　非連結子会社はいずれも小規模であり、各社の総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、連結計算書類に重要な影響を及ぼさないため、連結の範囲から除外しております。

２．持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した非連結子会社及び関連会社の状況

・持分法適用の非連結子会社及び関連会社数　１社

・主要な会社等の名称　ハコベル株式会社

(2) 持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社の状況

・持分法を適用しない非連結子会社の名称　RAKSUL VIETNAM COMPANY LIMITED
PERAICHI VIETNAM COMPANY LIMITED

・持分法適用の範囲から除いた理由　非連結子会社はいずれも小規模であり、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、連結計算書類に重要な影響を及ぼさないため、持分法適用の範囲から除外しております。

(3) 持分法の適用の手続に関する特記事項

持分法適用会社のうち、事業年度が連結会計年度と異なる会社については、各社の事業年度に係る計算書類を使用しております。

3．連結の範囲及び持分法の適用の範囲の変更に関する注記

(1) 連結の範囲の変更

当連結会計年度において、当社の連結子会社であった株式会社ダンボールワンは、当社を吸収合併存続会社とする吸収合併により消滅したため、連結の範囲から除外しております。

また、以下の会社は株式取得等により子会社となったため、当連結会計年度より連結の範囲に含めております。

・株式会社ラクスルファクトリー
・株式会社AmidAホールディングス（現、株式会社ハンコヤドットコム）
・株式会社エーリンクサービス
・株式会社Wild Side
・株式会社Antoo
・株式会社ペライチ

(2) 持分法の適用の範囲の変更

該当事項はありません。

4．連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日が連結決算日と異なる会社は次のとおりであります。

会社名	決算日	
株式会社AmidAホールディングス	6月30日	＊1
株式会社ペライチ	9月30日	＊2
株式会社エーリンクサービス	11月30日	＊3

＊1　連結子会社の決算日現在の計算書類を使用し、連結決算日との間に発生した連結子会社間の重要な取引については連結上必要な調整を行っております。

＊2　連結子会社の直近の四半期決算日である6月30日時点の仮決算に基づく財務諸表を使用し、連結決算日との間に発生した連結子会社間の重要な取引については連結上必要な調整を行っております。

＊3　連結決算日現在で実施した仮決算に基づく財務諸表を使用しております。

５．会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

①有価証券

その他有価証券

・市場価格のない株式等以外のもの　時価法であります。（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。）

・市場価格のない株式等　移動平均法による原価法であります。

②棚卸資産

・商品及び製品　主として、先入先出法による原価法（収益力の低下による簿価切下げ法）であります。

・原材料及び貯蔵品　主として、総平均法による原価法（収益力の低下による簿価切下げ法）であります。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

①有形固定資産　定率法によっております。ただし、2016年４月１日以降に取得した建物附属設備について定額法によっております。
なお、主な耐用年数は以下の通りであります。
建物及び構築物　６年～18年
機械及び装置　10年～12年
工具、器具及び備品　２年～15年

②無形固定資産　定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウエアについては、社内における利用可能期間（５年）に基づいております。

(3) 重要な引当金の計上基準

①貸倒引当金　債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

②賞与引当金　従業員の賞与支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当連結会計年度に負担すべき額を計上しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

主要な事業の計上基準については以下の通りです。

なお、いずれの主要な事業についても、取引の対価は履行義務を充足してから１年以内に受領しており、重要な金融要素は含まれておりません。

①ラクスル事業

当社グループのラクスル事業における主要な履行義務は、事業領域ごとに以下のとおりであります。

なお、いずれの事業領域も国内向けの販売であります。

・印刷ソリューション領域　　事業活動に使う紙への印刷物の販売
・ビジネスサプライ周辺領域　　ノベルティグッズや印鑑などモノに関する印刷物・加工品の販売や付随するサービスの提供
・梱包材領域　　段ボールや紙袋などの梱包材の販売

これらにおける履行義務を充足する通常の時点は、印刷物等を顧客に納品した時点で製品に対して顧客が支配を獲得するため、当該時点で収益を認識しております。なお、「収益認識に関する会計基準の適用指針」第98項に定める代替的な取扱いを適用し、出荷時から製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の期間である場合には、出荷時に収益を認識しております。また、収益の額は、顧客との契約において約束された対価から、値引き及び割り戻し等を控除した額で測定しております。

②ノバセル事業

当社グループのノバセル事業における主要な履行義務としては、CMに係る広告代理店業務の提供及びCM制作等があります。履行義務を充足する通常の時点は、CMに係る広告代理店業務の提供においては放映時点で役務に対して顧客が支配を獲得しており、また、CM制作においては制作物を顧客に納品した時点で制作物に対して顧客が支配を獲得しているため、当該時点で収益を認識しております。なお、当社が代理人に該当する取引については、顧客から受け取る対価の額から第三者に対する支払額を差し引いた純額で収益を認識しております。また、収益の額は、顧客との契約において約束された対価で測定しており、重要な変動対価はありません。

(5) のれんの償却方法及び償却期間

のれんは、10年以内のその効果の及ぶ期間にわたって定額法により償却しております。

（会計上の見積りに関する注記）

１．のれんの評価

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

のれん	7,730百万円
（内訳）	
株式会社ダンボールワン	4,091百万円
株式会社ハンコヤドットコム	1,591百万円
株式会社エーリンクサービス	697百万円
株式会社ペライチ	588百万円
その他	761百万円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

のれんは今後の事業活動により期待される将来の超過収益力として、企業結合により取得した企業の取得原価と、企業結合日の時価により算定された被取得企業の識別可能資産及び負債の純額との差額で算定し、資産として計上しております。

のれんはその効果の及ぶ期間にわたって規則的に償却しており、減損の兆候があると判断した場合には、割引前将来キャッシュ・フローの見積りに基づいて、減損損失の認識の要否を判定しております。

当連結会計年度において、株式会社ダンボールワン・株式会社ハンコヤドットコム・株式会社エーリンクサービスの業績は、営業活動から生ずる損益がプラスであること、また、企業環境等に著しい変化は想定されず将来においても継続してプラスとなることが見込まれていることから、株式取得時に見込んだ超過収益力は毀損しておらず、各社に対するのれんについて減損の兆候はないと判断しております。株式会社ペライチの業績は、営業活動から生ずる損益が継続してマイナスとなっており、減損の兆候があるため、減損損失の認識の要否を判定しております。判定の結果、割引前将来キャッシュ・フローの総額が、帳簿価額を上回っているため、減損損失を認識しておりません。

のれんの評価は事業計画に基づく将来キャッシュ・フローの見積りに依存しており、当該事業計画の主要な仮定は、売上高の成長見通しであります。これらの仮定は見積りの不確実性が高く、将来の企業環境の変化等により、回収可能価額が帳簿価額を下回ることとなった場合には、減損処理が必要となる可能性があります。

２．繰延税金資産の回収可能性

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

連結貸借対照表において、繰延税金資産を550百万円計上しております。

※繰延税金負債と相殺前の金額であります。

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

繰延税金資産は、将来減算一時差異及び税務上の繰越欠損金に対して、収益力に基づく将来の課税所得及びタックスプランニング並びに将来加算一時差異の解消見込年度のスケジューリング等に基づき、回収が見込まれる金額を計上しております。

収益力に基づく将来の課税所得は、事業計画を基礎としております。事業計画における主要な仮定は、売上高の成長見通しであります。これらの仮定は将来の不確実な経済条件の変動などによって影響を受ける可能性があり、将来の課税所得の金額について見直しが必要になった場合には、翌連結会計年度以降において、繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

(会計上の見積りの変更に関する注記)

固定資産の耐用年数及び資産除去債務の見積もりの変更

当連結会計年度において、当社は本社移転に関する決定を行ったことに伴い、移転後利用見込みのない固定資産について、移転予定日までの期間で減価償却が完了するように耐用年数を短縮しております。

また、当社に係る不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務として計上していた資産除去債務についても、償却に係る合理的な期間に短縮しております。

これにより、従来の方法に比べて、当連結会計年度の営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益がそれぞれ43百万円減少しております。

(連結貸借対照表に関する注記)

１．保証債務について

当社はジョーシス株式会社を被保証人として、建物の賃借人としての賃料（現行月額３百万円、契約に対する未払賃料12ヶ月）の支払等一切の債務について、当該建物の賃貸人に対して連帯保証を行っております。

２．貸出コミットメント契約

当社は運転資金の効率的な調達及び今後の事業拡大に向けた成長投資への充当のため、取引銀行１行と貸出コミットメント契約を締結しております。

当連結会計年度末における貸出コミットメント契約に係る借入未実行残高等は次のとおりであります。

貸出コミットメントの総額	1,000百万円
借入実行残高	－百万円
	1,000百万円

（連結損益計算書に関する注記）

1．キャッシュバック収入

クレジットカードの利用に応じて当社が受ける現金の払い戻しであり、債務の支払いに対し一時に充当されるものであります。

2．解約違約金等

当社の本社移転の意思決定により、現本社の退去に伴い発生する違約金等として解約違約金等134百万円を特別損失に計上しております。

3．和解金

当社ECサイトに係る訴訟に関し、当社が支払う和解金30百万円を特別損失に計上しております。

（連結株主資本等変動計算書に関する注記）

1．当連結会計年度の末日における発行済株式の種類及び総数

普通株式　58,972,546株

2．剰余金の配当に関する事項

基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの

2024年９月12日開催の取締役会において、剰余金の配当を行うことを決議しております。

配当金の総額　98百万円

3．当連結会計年度の末日における株式引受権に係る株式の数

普通株式　87,000株

4．当連結会計年度の末日における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数

普通株式　2,150,414株

（金融商品に関する注記）

１．金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金計画に基づき、必要な資金を調達しております。資金運用については、短期的な預金等に限定し、デリバティブ取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク

営業債権である受取手形、電子記録債権及び売掛金は、顧客の信用リスク又は取引先の信用リスクに晒されております。

投資有価証券については、主に事業上の関係を有する企業の株式及び投資事業組合に対する出資金であり、市場価格の変動リスク及び発行体の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金及び未払金は１年以内の支払期日であります。

借入金及び社債は、主に運転資金の調達を目的としたものであり、流動性リスクに晒されております。また、一部の借入金については、変動金利であり、金利変動のリスクに晒されております。

外貨建債権債務については、為替変動リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社グループは、営業債権について、経理規程及び与信管理細則に従い、経営管理統括部が取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、入金状況を営業部門に随時連絡しております。これにより財務状況等の悪化による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

②市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

当社グループは変動金利による借入金及び社債については定期的に金利の動向を把握し、管理しております。また、外貨建債権債務に係る為替変動リスクは通貨別に区分し、定期的に把握し、管理しております。

③資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払を実行できなくなるリスク）の管理

当社グループは利益計画に基づき経営管理統括部が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持等により流動性リスクを管理しております。

2．金融商品の時価等に関する事項

2024年７月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については次の通りであります。なお、市場価格のない株式等及び投資事業有限責任組合（連結貸借対照表計上額2,880百万円）は、「投資有価証券」には含めておりません（(注）参照）。また、現金は注記を省略しており、預金、受取手形及び売掛金、買掛金ならびに未払金及び未払費用は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表計上額(＊)	時　　価(＊)	差　　額
投資有価証券	4,644	4,644	－
短期借入金	(2,300)	(2,301)	1
長期借入金	(8,640)	(8,525)	△115
社債	(2,450)	(2,417)	△32
転換社債型新株予約権付社債	(5,003)	(4,987)	△15

（＊）負債に計上されているものについては、（　）で示しております。

(注）市場価格のない株式等及び投資事業有限責任組合　　(単位：百万円)

区分	連結貸借対照表計上額
非上場株式	2,065
投資事業有限責任組合	815

3．金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の３つのレベルに分類しております。

レベル１の時価：同一の資産または負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル２の時価：レベル１のインプット以外の直接または間接的に観察可能なインプットを使用して算定した時価

レベル３の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債　　(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券	27	－	4,616	4,644

(2) 時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債　　(単位：百万円)

区分	時価（*）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
短期借入金	－	(2,301)	－	(2,301)
長期借入金	－	(8,525)	－	(8,525)
社債	－	(2,417)	－	(2,417)
転換社債型新株予約権付社債	－	(4,987)	－	(4,987)

（*）負債に計上されているものについては、（ ）で示しております。

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は主に活発な市場で取引されているため、その時価をレベル１の時価に分類しております。

非上場新株予約権は、市場価格がないため、将来の株価推移を予測するとともに、当該株価推移を前提とした発行会社及び割当先の行動について一定の仮定を設けることにより、割当先が対象新株予約権から得るキャッシュ・フローを求めて算定しており、レベル３の時価に分類しております。

短期借入金、長期借入金、社債及び転換社債型新株予約権付社債

これらの時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル２の時価に分類しております。

（収益認識に関する注記）

1．顧客との契約から生じる収益を分解した情報

（単位：百万円）

	報告セグメント			その他	合計
	ラクスル	ノバセル	計		
印刷・ソリューション領域	20,239	－	20,239	－	20.239
ビジネスサプライ周辺領域	18,446	－	18,446	－	18,446
梱包材領域	8,411	－	8,411	－	8,411
その他領域	－	2,476	2,476	1,547	4,023
顧客との契約から生じる収益	47,097	2,476	49,573	1,547	51,121
その他の収益	－	－	－	－	－
外部顧客への売上高	47,097	2,476	49,573	1,547	51,121

2．収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、「（連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等）　5．会計方針に関する事項　(4) 収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

3．当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

(1) 債権及び契約負債の残高

顧客との契約から生じた債権及び契約負債は以下のとおりであります。

契約負債は、主に顧客からの前受金であり、履行義務の充足に伴って取り崩されるものであります。

	当連結会計年度
顧客との契約から生じた債権 　受取手形及び売掛金	5,770百万円
契約負債 　契約負債	591百万円

(2) 残存履行義務に配分する取引価格

当社及び連結子会社では、当連結会計年度末時点において、当初に予想される契約期間が１年を超える契約について重要な影響がないため、記載を省略しております。

（１株当たり情報に関する注記）

１株当たりの純資産額	243円80銭
１株当たりの当期純利益	36円33銭

（追加情報）

代表取締役に対するロングタームインセンティブパッケージについて

当社は2023年11月16日開催の取締役会において同年８月１日に代表取締役社長CEOに就任した永見陽央に対するロングタームインセンティブパッケージの内容について決議いたしました。

本制度は、対象取締役に対し「仕組みを変えれば、世界はもっと良くなる」との当社ビジョンの実現に向けた非連続な成長の実現のため、強いリーダーシップを発揮することに期待するとともに、株主の皆様と一層の価値共有を進めることを目的として導入するものです。より具体的には、今般、創業者からのサクセションを行うにあたり、これからの10年において、対象取締役のリーダーシップとラクスルの更なる成長のアラインメントを図るため、新CEOが、経営後継者(雇われ経営者)ではなく、次の10年の企業価値拡大のための“創業者”になることを企図し、長期目線で企業価値向上を推進することに注力できる環境作りを目的としております。

本制度は「事後交付型リストリクテッド・ストック・ユニット」、「有償ストック・オプション」及び「当社株式の買付け」により構成されており、「事後交付型リストリクテッド・ストック・ユニット」については2023年12月４日付で代表取締役と契約を締結し、また、「有償ストック・オプション」についても、同日付で発行いたしました。 「当社株式の買付け」のための融資については、代表取締役個人が877,000株（2023年7月31日時点の発行済み株式総数の約1.5%）を市場から買付けることを予定しています。この買付けは、代表取締役個人の取引として実行されますが、当連結会計年度においては、買付け及び買付けのための融資は実行されておりません。

実際の市場からの買付けは、一定の価格および条件の範囲で証券会社に一任されます。また、買付け実行の時期については、金融商品取引法及び関係法令に遵守し、適切な時期に行う予定であります。

この買付けに際し、代表取締役は金融機関からの借入れを予定し、それに加え当社は、適切な資産保全策を講じた上、この買付けに係る資金を代表取締役個人に融資することを予定しています。

株主資本等変動計算書

（2023年８月１日から
2024年７月31日まで）

（単位：百万円）

	株主資本							評価・換算差額等		株式引受権	新株予約権	純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計			
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計							
当期首残高	2,742	5,549	5,549	1,990	1,990	△300	9,981	3,036	3,036	－	1,339	14,357
当期変動額												
新株の発行	54	54	54	－	－	－	109	－	－	－	－	109
当期純利益	－	－	－	2,199	2,199	－	2,199	－	－	－	－	2,199
自己株式の取得	－	－	－	－	－	△700	△700	－	－	－	－	△700
譲渡制限付株式報酬	2	2	2	－	－	－	4	－	－	－	－	4
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	－	－	－	－	－	－	－	83	83	123	34	240
当期変動額合計	56	56	56	2,199	2,199	△700	1,611	83	83	123	34	1,852
当期末残高	2,798	5,606	5,606	4,189	4,189	△1,001	11,592	3,119	3,119	123	1,373	16,209

個別注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

１．資産の評価基準及び評価方法

（1）有価証券

①子会社株式及び関連会社株式　　移動平均法による原価法であります。

②その他有価証券

・市場価格のない株式等以外のもの　　時価法であります。（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。）

・市場価格のない株式等　　移動平均法による原価法であります。

（2）棚卸資産　　先入先出法による原価法（収益性の低下による簿価切下法）であります。

２．固定資産の減価償却の方法

（1）有形固定資産　　定率法によっております。ただし、機械及び装置並びに2016年４月１日以降に取得した建物附属設備について定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下の通りであります。

建物　　６年～18年

機械及び装置　　10年

工具、器具及び備品　２年～15年

（2）無形固定資産　　定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウエアについては、社内における利用可能期間（５年）に基づいております。

３．引当金の計上基準

（1）貸倒引当金　　債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

（2）賞与引当金　　従業員の賞与支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当事業年度に負担すべき額を計上しております。

４．収益及び費用の計上基準

主要な事業の計上基準については以下の通りです。

（ラクスル事業）

当社のラクスル事業における主要な履行義務は、事業領域ごとに以下のとおりであります。なお、いずれの事業領域も国内向けの販売であります。

・印刷ソリューション領域　　事業活動に使う紙への印刷物の販売
・ビジネスサプライ周辺領域　　オフィスや店舗で使われるモノに関する印刷物・加工品の販売や付随するサービスの提供
・梱包材領域　　段ボールや紙袋などの梱包材の販売

これらにおける履行義務を充足する通常の時点は、印刷物等を顧客に納品した時点で製品に対して顧客が支配を獲得するため、当該時点で収益を認識しております。なお、「収益認識に関する会計基準の適用指針」第98項に定める代替的な取扱いを適用し、出荷時から製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の期間である場合には、出荷時に収益を認識しております。また、収益の額は、顧客との契約において約束された対価から、値引き及び割り戻し等を控除した額で測定しております。

なお、取引の対価は履行義務を充足してから１年以内に受領しており、重要な金融要素は含まれておりません。

５．その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

繰延資産の処理方法

社債発行費　　支出時に全額費用として処理しております。

（表示方法の変更に関する注記）

（貸借対照表）

前事業年度まで流動資産の「その他」に含めて表示しておりました「関係会社短期貸付金」は、金額的重要性が増したため、当事業年度より、区分掲記しております。

なお、前事業年度の「関係会社短期貸付金」は898百万円であります。

（会計上の見積りに関する注記）

１．関係会社に対する投融資の評価

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

(資産の部)	
関係会社株式	8,213百万円
関係会社短期貸付金	906百万円
関係会社長期貸付金	1,067百万円
貸倒引当金	△67百万円
(営業外費用)	
貸倒引当金繰入額	67百万円
(特別損失)	
関係会社株式評価損	705百万円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

市場価格のない株式等は、取得原価をもって貸借対照表価額としておりますが、関係会社の財政状態の悪化により実質価額が著しく低下した場合には、概ね５年以内での取得価額までの回復可能性が十分な証拠により裏付けられる場合を除き、減損処理を行うこととしております。また、貸付金は、関係会社の財政状態等に応じて、個別に回収不能見込額を貸倒引当金として計上する方針としております。

当事業年度においては、当社の子会社であるノバセル株式会社に係る株式の評価について、実質価額の回復可能性を個別に検討した結果、回復可能性が十分ではないと認められたため、関係会社株式評価損672百万円を計上しました。また、当社の子会社であるCUSTA SDN.BHD.に係る株式の評価について、実質価額の著しい下落が認められ、回復可能性が十分ではないと認められたため、関係会社株式評価損33百万円を計上し、同社に係る貸付金の評価について、同社の支払能力、将来の事業計画等を総合的に勘案した結果、回収不能見込額として67百万円を貸倒引当金として計上しております。

実質価額の回復可能性や回収可能性の有無は、各関係会社の事業計画に基づく将来キャッシュ・フローの見積りに依存しており、当該事業計画における主要な仮定は、売上高の成長見通しであります。これらの仮定は見積もりの不確実性が高く、事業計画と実績に乖離が生じた結果見直しが必要となった場合には、関係会社株式評価損や関係会社貸付金に対する貸倒引当金が計上される可能性があります。

２．繰延税金資産の回収可能性

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

貸借対照表において、繰延税金資産を300百万円計上しております。

※繰延税金負債と相殺前の金額であります。

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

繰延税金資産は、将来減算一時差異に対して、収益力に基づく将来の課税所得及びタックスプランニング並びに将来加算一時差異の解消見込年度のスケジューリング等に基づき、回収が見込まれる金額を計上しております。

収益力に基づく将来の課税所得は、事業計画を基礎としております。事業計画における主要な仮定は、売上高の成長見通しであります。これらの仮定は将来の不確実な経済条件の変動などによって影響を受ける可能性があり、将来の課税所得の金額について見直しが必要になった場合には、翌事業年度において、繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

（会計上の見積りの変更に関する注記）

連結注記表の（会計上の見積りの変更に関する注記）をご参照ください。

（貸借対照表に関する注記）

１．関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

短期金銭債権	907百万円
長期金銭債権	1,067百万円
短期金銭債務	397百万円

２．取締役及び監査役に対する金銭債権及び金銭債務

短期金銭債権	40百万円
短期金銭債務	－百万円

３．保証債務について

連結注記表の（連結貸借対照表に関する注記）をご参照ください。

４．貸出コミットメント契約について

連結注記表の（連結貸借対照表に関する注記）をご参照ください。

（損益計算書に関する注記）

1．関係会社との取引高

営業取引による取引高

売上高	357百万円
売上原価	3,768百万円
販売費及び一般管理費	8百万円

営業取引以外の取引高

受取利息	14百万円

2．営業外収益または営業外費用、並びに特別利益または特別損失について

(1) キャッシュバック収入

連結注記表の（連結損益計算書に関する注記）をご参照ください。

(2) 抱合せ株式消滅差益

当社の子会社であった株式会社ダンボールワンを吸収合併したことに伴い、抱合せ株式消滅差益266百万円を特別利益として計上しております。

(3) 解約違約金等

連結注記表の（連結損益計算書に関する注記）をご参照ください。

(4) 和解金

連結注記表の（連結損益計算書に関する注記）をご参照ください。

（株主資本等変動計算書に関する注記）

当事業年度の末日における自己株式の種類及び総数

普通株式	810,350株

（税効果会計に関する注記）

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
未払賞与	59百万円
株式報酬費用	458百万円
資産除去債務	38百万円
未払事業税	30百万円
投資有価証券	36百万円
関係会社株式	1,070百万円
解約違約金等	40百万円
貸倒引当金	20百万円
その他	22百万円
繰延税金資産小計	1,777百万円
評価性引当額	△1,476百万円
繰延税金資産合計	300百万円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	1,376百万円
資産除去債務	8百万円
繰延税金負債合計	1,385百万円
繰延税金負債の純額	1,084百万円

（関連当事者との取引に関する注記）

1．子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金(百万円)	事業内容	議決権等の所有（被所有）割合	取引内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
子会社	ノバセル株式会社	東京都品川区	100	広告業	所有 直接 100.0%	資金の貸付	1,800	関係会社短期貸付金	800
						資金の回収	800	関係会社長期貸付金	1,000

取引条件及び取引条件の決定方針等

（注）資金の貸付については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。

2．役員及び個人主要株主等

種類	会社等の名称又は氏名	議決権等の所有（被所有）割合	関連当事者との関係	取引内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
役員	永見世央	被所有 直接 1.1%	当社代表取締役	新株予約権の権利行使（注１）	53	－	－
				資金の貸付（注２）	40	流動資産その他	40
				資金の回収（注２）	40		

（注）１．新株予約権の権利行使は、

・2014年10月24日開催の定時株主総会決議及び2014年11月21日取締役会決議に基づき付与された第４回新株予約権

・2015年５月22日開催の臨時株主総会決議及び2015年５月12日取締役会決議に基づき付与された第７回有償新株予約権

のうち、当事業年度における権利行使を記載しております。なお、「取引金額」欄は、新株予約権の権利行使による付与株式数に行使時の払込金額を乗じた金額を記載しております。

２．資金の貸付については、市場金利を勘案し利率を合理的に決定しております。

（収益認識に関する注記）

収益を理解するための基礎となる情報は、「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）４．収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

（１株当たり情報に関する注記）

１株当たり純資産額	252円95銭
１株当たり当期純利益	37円71銭

（追加情報）

連結注記表（追加情報）の「代表取締役に対するロングタームインセンティブパッケージについて」に同一の内容を記載しておりますので、注記を省略しております。